

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和5年8月

### 1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

### 2 廃業業者一覧

	許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
<b>全部廃業</b>						
1	島根県知事許可 (般 01) 第6002号	(株) ツチケン	土江 康道	出雲市灘分町239-6	許可を受ける全ての建設業	令和5年8月18日
2	島根県知事許可 (般 04) 第5722号	(有) 岩田屋建設	横田 雅之	江津市二宮町神主イ473	許可を受ける全ての建設業	令和5年8月21日
3	島根県知事許可 (般 02) 第7035号	横山銅工所	横山 登紀男	江津市渡津町1986-4	許可を受ける全ての建設業	令和5年8月21日
4	島根県知事許可 (般 30) 第8846号	河建	河村 謙二	大田市大田町大田口185-4	許可を受ける全ての建設業	令和5年8月24日
<b>一部廃業</b>						
1	島根県知事許可 (般 30) 第8201号	(有) 江角工業	江角 浩二	松江市浜乃木6-14-3	機	令和5年8月4日
2	島根県知事許可 (般 03) 第1314号	(株) 増原産業建設	増原 修一	松江市宍道町白石1833-1	管、園	令和5年8月8日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイ  
ル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」  
防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工  
事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業